

通告 5 番 4 番議員、曾根田徹。通告に従いまして、質問いたします。

質問事項は、マイナンバー制度の対応について。

平成25年 5 月24日に共通番号制法案が成立し、国民一人一人に12桁の個人番号を付番し、個人情報をもとにこれによって容易に照合できる仕組みがマイナンバー制度である。いよいよこの制度の実際のスタートと言わなければならない個人番号の通知が、今年の10月から予定されている。そして、希望者には来年 1 月から顔写真が入った個人番号カードの交付が開始され、個人番号の利用が始まる。さらに、平成29年 1 月からは個人番号によって個人情報を照合する情報提供ネットワークシステムの運用も予定されている。

しかし、このマイナンバー制度については、運用が目の前であるにもかかわらず多くの国民はその内容を知らない。また、マイナンバー制度そのものに根本的な問題があり、既に実施している韓国やアメリカでは大量の個人情報の流出などの被害が発生している。また、ニュースでも皆さん御存じのように、日本年金機構でも約125万件の個人情報の流出の被害が発生しています。それに対して、心配な方たちからの約15万8,000件の問い合わせがあったとされております。本町でも実施されるとなれば、町民がそのような被害にあう可能性がある。

そこで、町はマイナンバー制度の問題についてどのように認識し、可能性のあるリスクにどのように対応するか伺う。

以上で、登壇の質問といたします。

町 長 通告 5 番、曾根田徹議員のマイナンバー制度の対応についてというような御質問でございます。

マイナンバー制度は、行政手続を簡単にすること、行政手続を正確に行うこと、及び給付など不正受給を防止することにより、国民の利便性を高め、行政効率や公平・公正な社会の実現を目的としておるものでございます。

制度導入に伴いまして、番号をもとに、行政機関や地方公共団体などの複数の機関で同じ人の情報を結びつけて、相互に情報の活用を行う情報連携が行われますと、行政手続における各種申請に必要な所得証明などの添付書類が不要となるわけでございまして、国のスケジュールでは、議員おっしゃるように、平成27年10月からマイナンバー、12桁の個人番号が付番され、住民票を有する方に通知されるものでございます。また、法人には、1 法人 1 つのマイナンバー、13桁の法人番号が指定され、国税から登記上の所在地に通知される予定となっておりますわけでございます。ただし、法人の支店・事業所と個人事業者の方には番号は指定されないという

ようなことでございます。

平成28年1月からは、行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。さらに、希望者には顔写真が入ったマイナンバーカードの発行が開始されるものでございます。マイナンバーの利用分野は、マイナンバー法では、社会保障・税制・災害対策の3つの分野に限られた範囲と今定められておるわけでございますが、3分野での具体的な利用ですが、社会保障では、年金や雇用保険、児童手当などの行政手続において利用します。税制では、所得税など国税の申告書を税務当局に提出する際に記載を求められるものでございます。災害対策では、平成23年3月の東日本大震災を受けて、災害時に被害者が保険証書や預金通帳を紛失しても、保険会社や金融機関が被害者のマイナンバーを、名寄せができるようにし、保険料の支払いや預貯金の払い戻しが容易にできるようにいたすものでございます。

次に、法人のマイナンバー制度の影響について御説明するわけですが、法人番号の対象は、株式会社など設立登記法人のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体で、番号は、名称・所在地とともに国税庁の法人番号ウェブサイトで誰もが検索可能となる予定でございます。したがって、法人番号は、利用制限なく、幅広い利用が可能となるものでございます。また、法人は税や社会保険の手続を行うために、従業員などのマイナンバーを取り扱います。平成28年1月以降に、税や社会保障の手続のため、それぞれの提出期限までに全従業員のマイナンバーを順次取得し、健康保険や厚生年金などの書類にマイナンバーを記載することになるものでございます。ただし、法律で定められた事務以外での利用はできないことになっているわけでございます。さらに、マイナンバーは、個人情報保護のため、その管理に当たっては、組織として安全管理措置などが義務づけられるものでございます。

次に、議員の懸念されている個人情報保護について御説明申し上げます。制度導入後も個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所で、税の情報は税務署といったように各行政機関が保有し、必要と認められる場合に限って、情報の照会・提供を行うなど分散して管理をするものでございます。したがって、個人情報が特定の機関に集約され、一元管理されるということではございません。特に、罰則の強化などの保護措置として、行政機関や地方公共団体を監視・監督する第三者機関である特定個人情報保護委員会が設置され、マイナンバー利用の事務ごとのプライバシーへの影響評価が義務づけられるものでございます。

また、行政機関の間での情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人間を制限し、通信する番号は暗

号化を行うものでございます。

なお、議員御指摘の、アメリカや韓国で発生している問題については、ちなみにアメリカの社会保障カードは紙製で写真が添付されていないと  
のことです。トラブルは、番号だけで本人確認を行っていることに  
起因していると推察しておるところでございます。

町の制度リスクに対する認識とその対応についてありますが、制度導  
入に際し、可能性のあるリスクを時間を追って整理いたしますと、まずは  
リスクがどの時点で高まるかを捉え、課題認識をし、その具体策をとる必  
要があると考えております。取り組みは、マイナンバーが通知される10月  
までを準備段階として、情報システムの構築と住民への制度の周知とP  
R、職員の研修を行わせてもらうものでございます。

次に、利用が開始され、マイナンバーカードが交付される平成28年1月  
までをカード普及段階として、カード取得希望者への対応を確実に行う  
ものでございます。平成28年1月以降は、制度の確実な利用段階と捉え、  
利用への支援と今後の適用拡大への対応をいたします。

最後になりますが、マイナンバーは聞いたことがあるが、よくわからな  
いという声に対して、住民向けの広報や町ホームページによる周知をし  
っかりやっていく必要があると考えております。広報については、6月広  
報でお知らせしたところでございますが、継続的に制度説明や、ここが知  
りたいなど、住民の方の懸念・不安などにしっかり対応していきたいと考  
えております。住民説明の機会として、本年度の町政懇話会において住民  
の皆さん方に丁寧に説明をさせていただき、参加者からのアンケートを  
とらせていただくなど、制度の、町民の制度に対する懸念の払拭とスム  
ーズな導入と利用に向けて努力させていただく所存でございます。リスク  
は恐れてばかりいては、新たなものに取り組めないというようなことで  
ございます。我々はチャレンジして、新たな制度を導入し、そしてそれを  
適切に運用していくというようなことが、我々に課せられたことじゃな  
いかなと思います。住基カードにおきましても、大変懸念されたわけ  
でございますが、それも特に大きな問題もなく今日に来ておりますし、私  
も住基カード持っておりますし、私の子どもも住基カード持たせてあり  
ますが、大変便利に、都内に在住してても大井町の住民票を都内で受ける  
ことができますし、そういう新たな我々は時代に入ってきたわけござ  
いまして、適切な運用のもとに、効率的な行政運営のためにマイナンバー  
をきちっと利用していければ、そんな考えでございます。

以上でございます。

4 番 それでは、今の回答の中の、いろいろわかったところもありますが、再

度確認という形で聞きたいと思います。

その中で、まず最初にマイナンバー、これ個人に、皆さんついてきて、全部のやつがもう書類関係に付番をされてるという形になるってことがわかってますけども、その中で、マイナンバー、10月から通知されますが、これは拒否できるって伺ってます。ただ、申し込みのときにはそれはもう個人に番号ついてるので、それを受け取らないっていうことはできないっていうのを聞いてますけども、もし仮にです、このマイナンバー申請のときに、書きたくない、要は先ほど税金なんかの場合、使っていかなきゃいけないのか聞いておりませんが、そういうのに書きたくないっていう人がいた場合はどういう対応をするのか、お伺いします。

町 民 課 長 議員御指摘の点につきましては、一つ想定されることかなということがございます。

まず、この件につきまして、国のほうで、議員見られるかと思えますけども、Q & Aということの中に出ておりました。まず、全住民、全国の全住民ということなので、通知をしたら受け取っていただくということを啓発するというのが第一でございます。その中に、どうしてもという場合には、個別に対応ということで、これはまたどこになるか不明ですけども、そういうところに対してこういうケースがあるということに戻すっていうような、今の時点での理解です。ここでは明確な答えにはなりませんけども、そのような印象でありますので、こういったことについても逐次整理をしていくというような認識でございます。

以上です。

4 番 個別に対応していくっていうことなので、その方たちが今度どういう判断するかという点になると思いますので、それはとりあえず置いておきます。

次、先ほど、ホームページその他でいろいろやっていくっていう話もありましたけども、この中でまず私たちも全然わからないのは、マイナンバーがどの程度項目に使われてくるのか、要は今現在、さっき大きく3分野ということですけども、実際マイナンバー使われる申請っていうのは、それはさらにいくとすごい細かい項目があると思うんですね。それに、今現在把握してるのでは、何件って言い方変ですけど、何項目ぐらいますマイナンバーが使われるのか、お伺いします。

町 民 課 長 マイナンバーがどういったケースでどういう件数というところで、との御質問でございます。それについても、ある程度国からの情報の中で、この3分野でどういったもので、どういったものにどういった段階で御本人がマイナンバーを書いていたかというようなものはあります。

その中で、わかりやすいものとして、税とそれから社会保障と、それから防災ということでございますので、まず住民票をこれから移動とかありますと、そういった移動の申請書の中にマイナンバーを書く作業が1つ出てきます。

それから、すぐではないんですが、税金の申請等に、例えば確定申告をするときに御本人が、御本人のマイナンバーを確定申告書に書くという、そういう作業がございます。これは全て、マイナンバーを将来的に情報連携するためのいわゆるインプット、データとして積み上げたための作業でございますので、これも御本人の理解と協力がないとできないことでございますが、そういったものを、例えば一つには先ほど出ました児童手当だとか、国民年金だとか、ああいう制度として割りかしすぐ入られ、導入できるもの、国が判断して逐次やっていくということになりますので、現時点では全体像の把握というものは、イメージとしてしか把握はしていないという状況でございます。

以上です。

- 4 番 今、イメージとして把握していないということでもありますけども、この町民からするとリスクの点と考えたら、職員さん、マイナンバーについてある程度理解してなければいけないし、また先ほど目的外だと思うんですよ。目的外に使われないっていう点もあると思うんですけど、使われる使われないっていうのももう町民は知らない、単純に言うとうわらないんですよ。実際、申請したときに、じゃあその後にその申請に必要な書類、先ほど一番簡単に言うと、所得なんかのやつを調べるということにはわかったとしても、その後にその付番がつけられるかつけられないかっていうのは、職員さんがこの後でついてるのを目的外でこれだけしか使いません、これは使いますって、説明されないといけない部分があるんじゃないかと思うんですよ。それを考えたら、職員さん、そういったのを10月までにいろいろ研修されるって先ほど出てましたけど、どの程度今現在理解されてるのか。今、10月までに本当に理解できるのかっていう点も含めてお伺いします。

町 民 課 長 ただいまの御質問でございますが、まず職員に関しましては、まずこれは全国民と言ったらいいいんでしょうか、対象とする事業でございますので、当然全職員も関係するということでございますので、まず全職員がこの制度の仕組みを理解するというような状況がございます。それで、5月1日に課長会議等で一度課長さんにはお話をさせていただきました。当然、このマイナンバー制度を運用に当たっては、まず全て法律、または条例等で定められたものだけが使えるということと、マイナンバーを使う

場合には、必ず説明責任がございます。それで、このマイナンバーがその業務の中でどこまで使えるかということも、それぞれが決まってきます。税金情報で、その人の例えば確定申告した情報は来年も使えるようにしとかなないと、不便でしょうがなくて、今度は御本人に迷惑がかかりますので、そういったものがあるようです。そういったことを、役場の仕事といっても、私町民課長でございますが、一から十まで全てを把握しておるわけではないので、今後の話になりますけども、関係する課長、それから職員を一つの会議という形の中で、横断的に情報交流、それから情報共有をしながら、個別にそれぞれのレベルを上げていって、住民の方もしくは事業者の方にしっかりと説明をして、理解をいただいて、導入がスムーズにいくようにいけたらなというような思いの中で、これからそういった作業等検討をしていきたいと考えております。これについては、まず全庁的な中で、幹部職員の中でのアナウンスはさせていただいたような、現時点の状況でございます。

以上です。

- 4 番 確かに、いろいろ制度的にはまだこれから拡大されてくる内容もあるので、職員さん、それまでにやってもまだまだ勉強していかなきゃいけないというのはよくわかりました。そういった中で私ども、言い方変ですけども、町民が今度マイナンバー使うにしても、入れていってくれないといけないのは、ホームページで多分あらわしてくれると思います。その中で、私たちどう対応すればいいかということを言うと、確かに他人には知られてはいけない。また、先ほどのカード、これの裏にもマイナンバーがついてくるけど、これはマイナンバーの裏側についてはコピーしてはいけないという規定もあると思います。そういった規定、どのように周知されるのかだけ。懇話会だけでは知らせていけないと思うので、先ほどホームページ、あと広報なんか載せてって継続的にやっていくというのがありましたけども、その前にまた懇話会以外にも説明をするのかどうかという点もお伺いします。

町 民 課 長 ただいまの御質問でございます。マイナンバーの一つの仕組みと新たなマイナンバーカードというところに着目しますと、確かにそういった御意見でございます。しかしながら、多くの国民というか町民の方も、例えば免許証をお持ちですし、それから銀行のカードもお持ちです。それを見たときに、例えばですけども、免許証の中に12桁の番号が入ってます。私はたまたま見たら、免許証の番号ってあるんですね。そういったイメージの中で、その免許証、運転免許証と同じように大事に扱ってもらって、当然免許証をいたずらにコピーする方もいらっしゃいません。ですから、そ

ういうことをきちんと説明した上で、それで必要以上に何か騒ぎ立てることもまた町として、いけない行動だと思いますので、まず冷静にその制度を理解していただいて、きちんと管理していただいて、いたずらに人に番号を教えないとか、それから下手にコピーしないとか、例えば番号を求められたときに、求められたことが果たして正しいのか、拒否できないのかということを、御本人がわかるようなことも、これは町としてぜひ啓発をしていきたいと考えております。

町としての今後のいろんな周知でございますが、町政懇話会っていうものが一つ用意してあります。それから、年が明けての1月にマイナンバーカードを発行する、交付する状況になりますけども、これについても大井町で一つ具体的に見ますと、相和地区のお年寄りの方が役場まで来るのが大変だなというケースがあれば、例えばそうわ会館でそういったサービスができるのかどうかっていうことも、今後検討していくと。これはそういう一つの事務方の中での一つのざっくばらんな中の話ですから、できる限りのことはやっていきたいというのが一つあります。さらに周知が必要であれば、出前講座のようなものもございますので、そういったことも検討しようというような話は出てますので、これも一つずつ階段を上っていった中で、住民の方が、いや、もうわかったからいいよって言うぐらいに、一つやっていくということと、それでもぜひ町から来て説明してくれっていう状況があれば、そういったものも考えておくと。さらには、これはまだ本当の思いつきですけども、そういった何か心配事の箱を、私の意見、提案のような箱を用意して、その中に入れてもらう方法もあるかなというようなことも話の中では出ておりますので、できる限りのことをありとあらゆる手段を使って、啓発するか周知等をしていきたいと考えております。

以上です。

#### 4 番 いろいろ周知されるという形をとってみるのはわかりました。

少し質問を変えていきたいと思います。このマイナンバー、扱う人間、扱うのは人間です。多くのところで言うと、今までもそうですけども、要は住所と名前っていうところで、確認してなかったために名前だけで判断して、その人を同一人物だと思ったりして、人為的ミスなんかありました。今回もマイナンバーで扱ったからといっても、確認というのは大変だと、しなければいけないと思いますが、そういったところで確認というのはどういう確認をまず考えているか。

また、扱っていく中で、本当に間違っていないかどうかっていうのも、どういうシステムにしているかっていうので要は1人に先ほど管理するの

は限定されるっていうことがありましたけど、その人が間違ってる可能性もあるかもしれないですね。そういった管理もしなければいけないと思うんですが、そういうのはどういう対応になってるのか、お伺いします。

町民課長 ただいまの御質問は、まず、まずっていうか、本人確認をするっていうところが一つポイントになるかと思います。これについては、現状でも本人確認というものは一つ町民課の窓口を例にとりましても、厳格にやって、写真つきの公的な証明するものを見て、確実にやっておるというところがございます。こういったことが基本にありますので、私は町としてはこの延長でいいと考えております。したがって、まずマイナンバーが、これが正しいものかということの確認、これは通知カードで確認できます。それから、マイナンバーを持ってそのマイナンバーを、言われた方がマイナンバーの持ち主であるかどうかという本人確認、このダブルチェックで写真を見ながら、写真を確認して、本人確認して、マイナンバーを取り扱うというのが原則です。

議員先ほど冒頭おっしゃられました、今回の事件につきましても、究極の話とすれば、これは人の、いわゆる人災であるのかなというところがあります。これについても、町は従来から情報セキュリティーに対する一つの組織的な個人情報に関する保護というところから、情報対策を、セキュリティー対策を講じております。町長をトップとして、個人情報それから情報のセキュリティーの扱いについて、全庁的に取り扱っておりますし、定期的に監査も行っております。それだけではなくて、公務員の倫理規定等、それから服務規定もありますので、それから先ほど言った挨拶をするとかきっちりとした服装で仕事をするとかいうことも全て結びつきますので、そういったことを総合的に、今以上のものをさらにきちんとやって、住民の方に理解していただいて、きちんと対応していただけるようなことを考えております。

以上です。

4 番 人為的ミスっていうことで、いろいろな対応をされていくっていうことを言われてましたけど、今回の場合、町のほうでは悪いわけじゃないですよ、日本機構のほう、28日に発覚してて、1日までって間がありました。大井町にもし仮にあった場合、そういう対応、迅速にされなければいけないと思いますが、そういった危険の中でもし想定されている場合、仮に本当にそういうのをすぐできるような体制にいるのかどうかというのを確認させていただきます。

町民課長 この件につきましては、システム的な部分が一番セキュリティーの高

い、危険な状況だと思いますので、具体にはわかりませんが、もしそういったネットワーク上の部分で、そういったものが発覚して、町が対応できるのであれば、コードを抜くということが具体的にあります。ただ、これは答えになってないかもしれませんが、そういった個別のシステムの部分、それから必要な部分、人為的な部分もしっかり整理して、この事件はどの部分が当たるかということで、そういったものを町全体の中で対応して、それを某部署でもし出た場合には、横断的にすぐ対応するというようなことが想定されます。これについても、今後そういった対応をつくる必要があると考えております。以上です。

- 4 番 最後なんですけど、今対応するってことなんですけど、あったときにすぐ迅速に連絡されるかどうかという点で、お伺いしたいと思います。要は、その流出というのがあった時点で、今回4日間だけ、28日から1日までの間というのは本当に何も連絡なかった状態ですよ、放置されてるところ。本来でしたら、住民なんかもし流出してれば早く知りたかった、何でもこんなおくれたっていう点がありますから、それを迅速にできるかどうかという点でお伺いします。

町 民 課 長 この部分は確かにシステムの部分と人の部分と仕組みの部分があるんですが、その中で迅速に対応することは、これはしなきゃいけないというのは、わかってくればそういうことをしっかり事前に把握しとくってことになりますので、今この、ここのシステムの中では、そういうところまでは踏み込んでませんので、これは具体的にこれから出てくれば、そういう具体的なところまでしっかりと準備をしていくということになります。以上です。